

**『基準地震動に関する審査はじまる』**

基準地震動の審査は、「震源を特定して策定する地震動」、「震源を特定せず策定する地震動」、「基準地震動策定」の順番で行われます。

2月10日（金）に「震源を特定して策定する地震動」の審査会合が開催され、地下構造評価、プレート間地震、海洋プレート内地震について「概ね妥当な検討がなされた」と評価されましたが、「内陸地殻内地震」については、継続審査となりました。引き続き「基準地震動」の策定に向けて取り組んでまいります。

**【これまでの審査の動き】**

事業許可申請書に関する新規規制基準への適合性審査は、原子力規制庁によるヒアリング審査が平成26年1月22日～平成29年2月10日までに計127回、原子力規制委員会による公開での審査会合が、平成28年6月から平成29年2月までに計5回実施されています。



【写真】第184回 審査会合

施設関係としては「金属キャスクの基本的安全機能」等が対象となりますが、昨年6月までに概ね規制基準の適合性が確認されています。

一方、地震関係については、昨年6月から審査会合で分野（「地質・地質構造」「火山」「地震・地震動」「津波」「地盤安定性」）毎に審査されています。

「地質・地質構造」と「火山」から審査が始められ、昨年12月16日の審査会合にお

いて「概ね妥当」と評価されたことから、現在「地震・地震動」について審査されています。

【表】 これまでの審査の回数

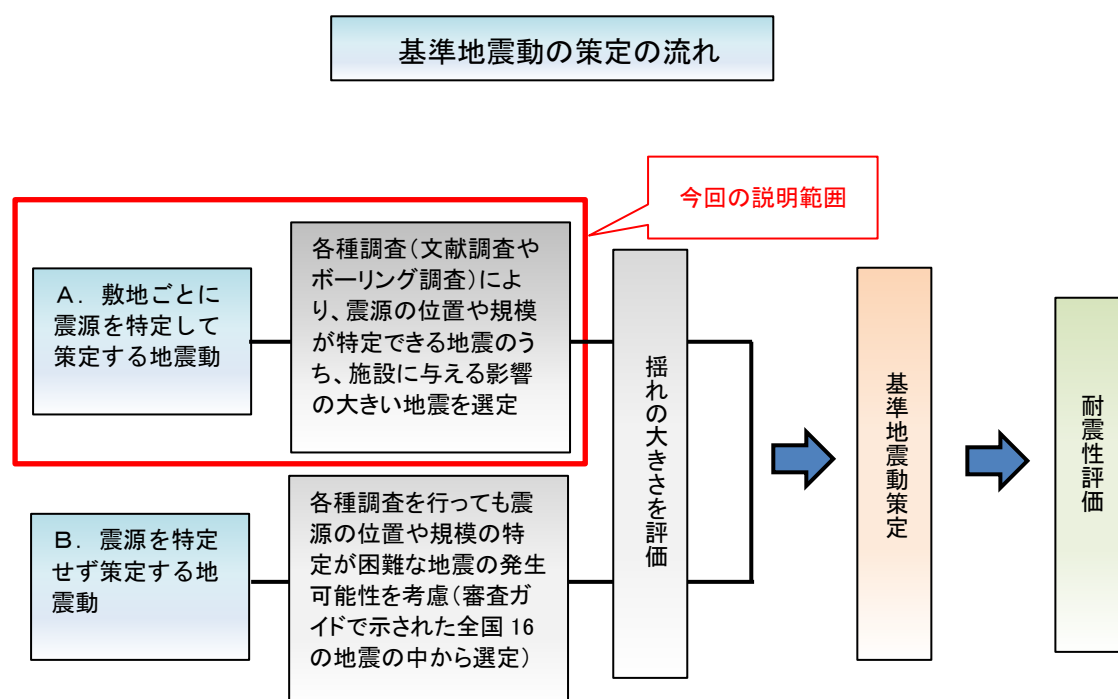
適合性審査		ヒアリング 審査	審査会合
事業許可	施設関係	94回	1回
	地震関係	33回	4回
計		127回	5回

## 【基準地震動に関する審査について】

### (1) 基準地震動を策定するまでの流れ

施設の耐震設計において考慮する地震の揺れ「基準地震動」を策定するためには、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」について検討する必要があります。

今回の審査会合では、地震・地震動評価に関する各種調査・解析結果等により、震源の位置や規模が特定できる地震のうち施設に与える影響の大きい地震について審議されています。

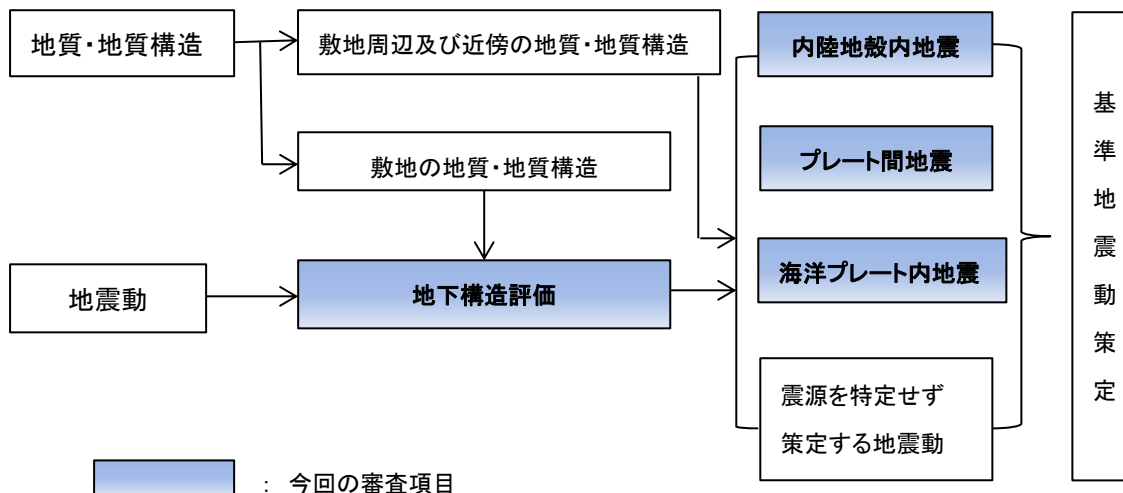


A. 敷地周辺の地質などに関する詳細な調査を実施したうえ、施設周辺に存在する活断層において地震が起きた場合の施設への揺れの大きさを評価する。これを「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」という。

B. 敷地周辺の地質などに関する詳細な調査を実施しても、なお敷地近傍において発生する可能性のある内陸の地震すべてを事前に評価できるとは言えない。このため、事前に活断層の存在が確認されていなかった場所で発生した地震の観測記録をもとに施設における揺れの大きさを評価する。これを「震源を特定せず策定する地震動」という。

(2) 今回の審査会合での説明内容と状況

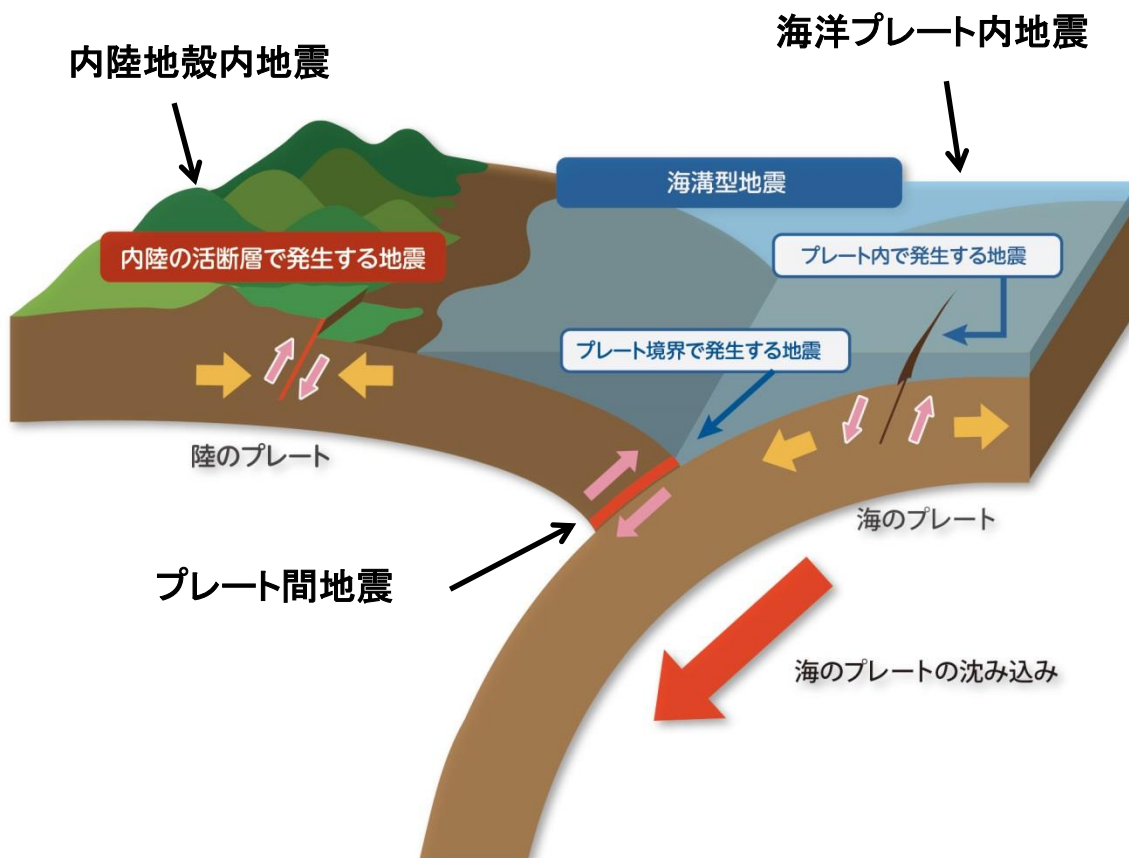
地震発生様式ごと（「内陸地殻内地震」「プレート間地震」「海洋プレート内地震」）に敷地に大きな影響を与える地震を選定し、その地震動（地震による揺れ）について説明を行いました。主な説明内容と状況については、以下の通りです。



項目	主な説明内容	状況
地下構造評価	敷地地盤が水平成層構造（地層内での層状が水平）であり、地盤モデル（地震観測記録等に基づきモデル化）によって適切に評価できることを説明。	概ね妥当な検討がなされたものと評価いただいた。
内陸地殻内地震	断層長さから想定した地震規模と断層までの距離や短周期帯の地震動レベルに着目し、横浜断層による地震（Mw 6.8）を検討用地震に選定し、地震動評価を説明。	敷地周辺断層の地震を仮定した場合の影響確認について、引き続き審査会合において審議をすることとなった。
プレート間地震	2011年東北地方太平洋沖地震を踏まえた地震（Mw 9.0）を検討用地震に選定し、地震動評価を説明。	概ね妥当な検討がなされたものと評価いただいた。
海洋プレート内地震	過去に東北地方で発生した地震をタイプ別に分類した上で、沈み込んだ海洋プレート内地震のうち二重深発地震上部の地震（Mw 7.2）を検討用地震に選定し、地震動評価を説明。	概ね妥当な検討がなされたものと評価いただいた。

\* 検討用地震動：敷地に大きな影響を与えると予想される地震

【参考】



[地震調査研究推進本部ホームページ素材集から抜粋（一部変更）]

「内陸地殻内地震」とは、陸のプレートの上部地殻地震発生層に生じる地震。

（海岸のやや沖合で起こるものを含む。）

「プレート間地震」とは相接する二つのプレートの境界面で発生する地震。

「海洋プレート内地震」とは、沈み込む海洋プレート内部で発生する地震。

以 上